

南九州市へ移住する方への自動車の運転免許取得を支援します！

移住者運転免許取得支援事業

補助の内容

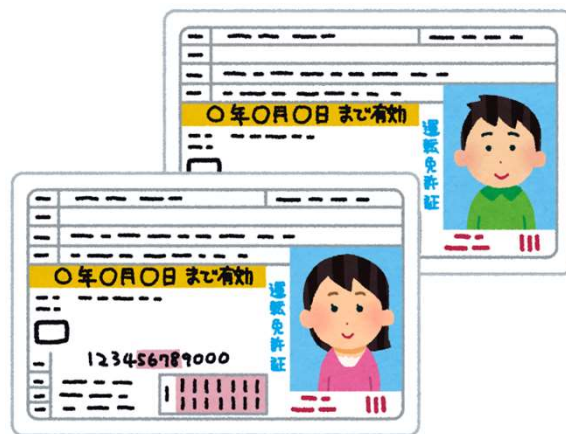
運転免許取得のための教習に直接要した経費 × 1/2
(上限10万円)

対象者

(重要)

以下の全ての要件を満たす方が対象となります

- 移住者※1であって、転入日から5年を越えて、本市に居住する意思がある方
- 普通免許※2を教習の終了後に取得した方
 - 過去に普通運転免許を取得したことがない方
 - 満18歳以上の方
 - 市税等の滞納がない方
 - 暴力団員でない方
 - 免許が取り消されたあるいは失効した者ではない方



申請の受付期間

転入日から1年以内 (転入前)



補助対象経費

自動車教習所 (道路交通法第99条に規定する指定自動車教習所をいう) での普通免許の取得のための教習に直接要した経費とする。

交付申請書の提出

審査・交付決定

請求

口座振込

所定の様式に、必要書類を添えて申請します。

所定の様式により、請求書を提出してもらいます。

注意事項

- ※1 移住者：令和6年2月1日以降に南九州市内へ転入した者
- ※2 普通免許：道路交通法第85条第1項に規定する第一種免許の普通免許

お問い合わせ

企画課企画係

電話：0993-83-2511 FAX：0993-83-4469

みな、みりよく!



南九州市